

スポーツイベント開催事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、スポーツイベント開催事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会で高まった本県のスポーツ機運を更に高めることで、スポーツに対する意欲・関心の向上を図り、より多くの県民のスポーツ習慣化に繋げることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う団体等に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という）を乗じて得た額と同表第4欄に掲げる限度額のいずれか低い額とする。

3 なお鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、事業着手の14日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して原則として20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、増額又は3割以上の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助金の実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、地域社会振興部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助事業		2 補助対象経費	3 補助率	4 補助限度額
事業名	事業内容			
トップアスリート招聘イベント 開催支援事業	オリンピック・パラリンピアン及びプロ選手（プロチーム）を招聘したスポーツイベントを実施する。	第1欄の補助事業を実施するために要する以下の経費。謝金、旅費、委託費（県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。）、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）	1 / 2	500千円
県内スポーツ普及拡大支援事業	県民のスポーツに対する意欲・関心の更なる向上を目指し、鳥取県内で独自に行われてきたスポーツに関する取組※の規模を拡大する。			

※ 鳥取県内で独自に行われてきたスポーツ関連の取組の例

- (1) 独自にニュースポーツを考案し、全県規模で普及活動や大会等を実施してきた。
- (2) マイナースポーツ等の聖地化・活性化を目指して、県内で普及活動や大会等を継続してきた。
- (3) 全国的に広く普及していないスポーツ事業等を率先して進めてきた。
- (4) 地域の特徴や文化・伝統等に結び付いた、他の地域にはない独自性のあるスポーツイベントを新たに創出して開催してきた。

様式第1号（第4条、第7条関係）

年度スポットイベント開催事業計画（報告）書

1 事業名

- トップアスリート招聘イベント開催支援事業
- 県内スポーツ普及拡大支援事業

2 事業方針

3 事業実施期間

4 事業実施場所

5 事業参加者（人数）

- (1) 今年度の参加者（見込） : 人
- (2) 過去5年間の参加者平均 : 人

※（1）について、事業名を問わず記載してください。

（2）について、「県内スポーツ普及拡大支援事業」を申請される場合のみ記載してください。

6 事業費内訳

（単位：円）

科 目		金 額	積 算 内 訳
補助 対象 経 費			
補助 対象 外 経 費			
計			

7 事業内容

8 補助対象経費のうち、委託料について、県内事業者への発注が困難な理由等
※該当がある場合についてのみ記載してください。

9 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

10 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

11 添付書類

事業ごとにそれぞれ以下の資料を添付の上申請してください。

(1) トップアスリート招聘イベント開催支援事業

招聘について、相手方の承諾を証明する資料（メール文面の写しでも可。）

(2) 県内スポーツ普及拡大支援事業

これまでの活動実績を示す以下の資料

① 過去5年間の開催状況一覧（開催日、会場、参加者数、内容等を簡単にまとめたもの。）

※様式は任意とします。

② 活動内容がわかる資料（大会要項、イベントチラシ等）

※審査項目

(1) トップアスリート招聘イベント開催支援事業

オリンピック・パラリンピアン及びプロ選手（プロチーム）が招聘されていること。

(2) 県内スポーツ普及拡大支援事業

①参加人数・来場者数が例年に比べて倍程度以上増加していること。

②予算規模50万円以上であること。

③これまで継続して活動してきた実績を有していること。

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度スポットイベント開催事業収支予算（決算）書

収 入

（単位：円）

科 目	金 額	積 算 内 訳
計		

※収入の内容を具体的（入場料収入、販売収入等）に記載すること。

支 出

（単位：円）

科 目	金 額	積 算 内 訳
計		

※事業実績の概要が分かる資料を添付してください。

様

鳥 取 県 知 事

年度スポットイベント開催事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった 年度スポットイベント開催事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業は、「〇〇〇〇事業」とし、その内容は・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額	金	円
（2）交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分は、・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額に第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

鳥取県知事 氏名 様

申請者 住所
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

令和 年度スポーツイベント開催事業仕入控除税額確定報告書

スポーツイベント開催事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
(1) 補助金の確定額 金 円
(2) 補助対象経費の額 金 円
(令和 年 月 日付第.....号による通知額)
- 2 実績報告控除税額
(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額)
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2 > 0 の場合)
$$(3 - 2) \times \frac{1 \text{ の (1) }}{1 \text{ の (2)}}$$
 金 円

(注1) 別紙として積算の内訳を添付すること。

(注2) 申請者が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。